

大熊町職員の懲戒処分について

地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、本町職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表いたします。

記

処 分 年 月 日	令和7年9月24日		
処 分 の 種 類	懲戒処分	処 分 の 程 度	減給（1月 10分の1）
職員の所属部局	環境対策課		
職 員 の 役 職	総括主任	年 代 等	40代（男性）
処分事案の内容	当該職員は、令和6年度防災設備敷地除草業務委託料の支払い事務において、適正な事務処理を怠り、支払いを遅延させた。また、過去において類似の非違行為を行ったことを理由として戒告の懲戒処分を受けているにもかかわらず、改善が見られなかった。		

処 分 年 月 日	令和7年9月24日		
処 分 の 種 類	懲戒処分	処 分 の 程 度	減給（1月 10分の1）
職員の所属部局	復興事業課		
職 員 の 役 職	主査	年 代 等	40代（男性）
処分事案の内容	当該職員は、令和6年度特定環境保全公共下水道事業における管渠布設工事費の支払い事務において、適正な事務処理を怠り、支払いを遅延させた。また、過去において類似の非違行為を行ったことを理由として戒告の懲戒処分を受けているにもかかわらず、改善が見られなかった。		